

今月の納税

国民健康保険税……8期
介護保険料……………8期
後期高齢者保険料…8期

納期限 2月29日(水)

便利で確実な口座振替も
利用できます



森林の所有者届出制度 4月からスタートします

森林法改正により、平成24年4月以降森林の土地所有者となつた人は市町村長への事後届出が義務付けられました。

▼届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人

▼届出期間 土地の所有者となつた日から90日以内

※取得した面積に関わらず届出が必要です。取得した土地があ

ふるさと吉岡へ
応援ありがとうございます

桑原純太様より100万円の寄附金（ふるさと納税）をいただきました。

寄附金につきましては、吉岡町の福祉・教育・まちづくりなどに充たさせていただきます。

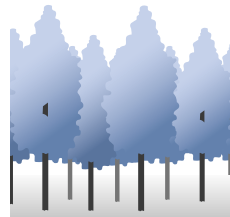
また、1名の女性より吉岡町図書館内、南雲文庫の蔵書充実のために100万円の寄附をいただきました。

ありがとうございました。

平成24年1月1日付で、岩崎潔氏（北下）が、人権擁護委員に任命されました。なお、岩崎信幸氏（北下）が退任されました。ご活躍いただきましてありがとうございます。

人権擁護委員の主な仕事は、地域の皆さんから人権相談を受けたり、人権について広く関心を持ってもらえるような啓発活動を行うことです。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員に委嘱



る市町村長に届出をしてください。

▼問合せ先 産業建設課産業振興室 ☎54・3111（内線166）
森林事務所 ☎22・2763
県庁林政課 ☎027・226・3216

第11回

人権教育推進のために

今回は吉岡町ボランティア協会の活動をお知らせします。

会員の善意と力を結集し、ボランティア活動により地域社会福祉の向上を図ることを目的に、昭和59年からスタートし会員は158名です。

お弁当を作って高齢者の家庭に届ける給食部、施設に行っておもつたみをする奉仕部、町内のゴミ拾いをする環境美化部と専門部に別れて活動しています。70歳以上で1人暮らしの人におせち料理や手巻き寿司を届ける活動は歳末助け合い募金を活用しています。また、社会福祉協議会の事業協力として、ふるさとまつりの金魚すくいや福祉バザーなども行い、会員相互の研修会や親睦会・会議などを展開しています。

実績が認められ平成21年には厚生労働大臣表彰を受賞しました。生きがいのある毎日を過ごしながら、住みやすい吉岡町にしていくために皆さんの『力』を発揮しませんか。会員を随時募集しています。



プレミアム商品券 有効期限のお知らせ

2月29日(水)まで
お使いください

▶問合せ先
吉岡町商工会 ☎54-2625

平成23年11月20日に発売されたプレミアム商品券の有効期限が間近に迫っています。期限を過ぎると使えなくなります。まだお持ちの人は期限内にお使いになるようお願いいたします。

有効期限

平成23年11月20日～
平成24年2月29日まで